

社会福祉法人吾妻福祉会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吾妻福祉会定款第3条に規程する事業等を遂行するための理事、監事、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は勤務実態に即し、理事長が定める常勤役員等への月額、日額報酬とし、その額は別表で定める。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は役員等に選任された当月分から支給する。

- 2 役員等が任期満了・辞職・失職等によりその職を離れたときは、その当月分までの該当するものとする。
- 3 費用弁償報酬額により報酬の額が定められている役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。

(費用弁償)

第4条 非常勤役員等への費用弁償基準は下記の通りとし、支給額は一律4,000円とする。

- (1) 理事会への出席
 - (2) 監事による定期監査又は臨時監査
 - (3) 行政機関による監査の立会
 - (4) 役員等の研修会への参加及び施設視察等
 - (5) その他理事長が必要と認めた業務
- 2 役員等が、業務のための旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
 - 3 前項の規定により支給する旅費の額は、役員等で常勤のものに支給する旅費の額に相当する額とする。

(準用規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤役員等の報酬及び費用弁償の支給日その他の支給の方法については、常勤の職員の例による。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の同意を得て理事長が行う。

附 則 この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5,000
評議員会出席報酬	5,000

別表2 (日額)

名 称	報 酬 額
監事監査指導報酬	5,000

別表3 (日額)

名 称	報 酬 額
理事業務報酬	5,000